

令和4年第13回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月5日（月） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時45分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	舩木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
17番 吉田 米治 18番 奥田 一成

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
技 師	森下 まゆ		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・農政に関する審議事項

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- (2) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- (3) 市長と農業者との懇談会について
- (4) 認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について

・その他

- (1) 広島市農業振興センター研修生の募集について
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定について
- (3) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (4) 令和4年度第5回地区協議会の日程について
- (5) 令和4年12月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和４年第１３回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区可部地区の前坊推進委員です。よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はありません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。１７番、吉田委員、１８番、奥田委員よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について４件を上程します。それでは、事務局説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請４件について説明します。議案の３ページをご覧ください。

１番は、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

２番は、自宅から近く利便性が良いため、申請地を取得するものです。

３番は、譲受人が利用権設定により耕作してきた農地を取得するものです。

４番は、社会福祉法人の譲受人が利用者の農作業訓練のため申請地を取得するものです。

これらの案件は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長

議案第１号について、担当委員の意見を伺います。

１番、己斐委員。

己斐委員

３番の己斐です。１番は令和４年１１月１７日木曜日、岩重委員と事務局と現地調査を行いました。申請地は、ほ場整備地で、地目は田ですが、現況は畑で、サトイモ他野菜が作付けされ、農地として適切に管理されていました。また、畔を隔てて北側に９００㎡の自己所有の田がありまして、利便性から、規模拡大には好条件の農地ではないかなと思います。ほ場整備地ということで、他の、例えば太陽光や駐車場には出来ない旨を１２月１日に〇〇行政書士に連絡しました。以上異議はございません。

議 長

2 番、船木委員。

船木委員

1 4 番、船木です。1 1 月 1 7 日に事務局 2 名と谷口委員と現地調査を行いました。現地は、譲受人の家から近く、水路はありませんが、周りは農地で適切に管理されており、作った経験もある黒豆を作る予定ということで問題はありません。

議 長

3 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番、吉田です。3 番の案件は、現地調査を先月 1 1 月 1 8 日、児玉委員、事務局 2 名で行いました。譲渡人は、町外にお住まいで耕作できないため、譲受人が譲り受け、生産規模拡大されとのことです。また、申請は基盤整備地であり、管理状況を含め周辺環境も良く、異議はございません。

議 長

4 番、奥田委員。

奥田委員

1 8 番の奥田です。1 1 月 1 8 日に児玉委員、事務局の方と現地調査を行いました。現地は休耕地ですが、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4 件を許可することに決定します。

議案第 2 号の審議に入る前に、前回の総会で吉田委員から質問のありました件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

先月の総会の時に吉田委員からご質問のありました、イチゴ農園の受付施設、作業場及び倉庫等については、ビニールハウスを農業用施設として利用するものであり、建築確認申請については必要ありません。

なお、申請地は都市計画区域外であるため、四号建築物、具体的には2階以下で延べ面積が500㎡以下の木造建築物、又は平屋建てで延べ面積が200㎡以下の非木造建築物については、建築確認申請は不要となります。

また、申請地が9,030㎡のは場整備地であることにつきましては、当該地域は花木団地として基盤整備され、申請地も畑として換地されており、申請地の周辺には、同程度の面積を有しているほ場が他にもあります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

吉田委員

一筆が多分80アール以上あったと思いますが、基盤整備地ということで理解しました。また、建築についても建築確認を必要としないビニールハウスで施設を作られるということで、よく理解できました。

議 長

質問がないので、この件については終了します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の4ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地及び併用地を事業用車両の洗い場兼仮置き場として整備し、事業者である法人に貸しつけるものです。申請地は事業用地のうち、県道に面した入口部分10㎡となります。

1番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は、申請地が雑種地として整備済みであったため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口です。去る11月17日に現地を確認いたしました。周りに田畑なく、問題ないと思われます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、議案番号の1番から6番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、はじめに議案番号1番から6番を除く16件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請のうち、1番から6番を除く16件について説明いたします。議案の6ページから8ページをご覧ください。

7番は、宅地及び雑種地への転用事案で、近隣で車両板金・塗装業を営む譲受人が事業拡大のため申請地を譲り受け、事務所・作業場及び社員用の駐車場として利用するものです。

8番、9番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する工場の従業員用駐車場を再整備して利用するものです。

10番、11番、18番、19番及び22番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、事業で使用する石材・機材・資材置場として利用するものです。

12番から17番は雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、送電線鉄塔立替工事に伴い、ヘリポート及び進入路、索道基地及びモノレール運搬用の基地局として利用しようとするものです。転用期間は許可日から、12番から14番は令和6年9月23日まで、15番から17番は令和6年10月31日までとなっています。

20番は宅地への転用事案で、申請地に隣接する土地家屋と同時に譲り受け、建物は譲受人の利用者の作業場として利用し、申請地はその関係資材置場として利用しようとするものです。

21番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する農地を耕作する譲受人が、通行するための駐車場1台分として利用している土地を取得するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

18番、21番の案件は、既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

8番、9番を除く14件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

8番、9番は、所要面積が4,589.36㎡で宅地開発許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第3号のうち、1番から6番を除く16件の説明を終わります。

議 長

議案第3号議案番号1番から6番を除く16件について、担当委員の意見を伺います。7番、高島委員。

高島委員

11番の高島です。11月17日木曜日に沼田委員と事務局職員2名と、許可申請地について現地調査を行いました。譲渡人が、遺産相続で所有していた土地と建物でしたが、全く使用目処が無く、売却先を探していたものです。現況は休耕地となっています。譲受人は車両板金及び塗装業を営んでおり、事業拡大に伴い敷地を探していましたところ、当案件が事業計画にマッチしたというもので、当地の周辺は宅地化が進んでいるところであり、悪影響を与えることはないと思います。また、一部には石垣や里道、そういったものがあり、石垣の撤去及び里道に対する配慮など事務局に再度確認をしていただきまして、問題ないものと判断いたしました。

議 長

8番から14番、舩木委員。

船木委員

14番の船木です。8番から14番については、11月17日に事務局2名と現地調査を行っています。8番、9番は、譲受人の法人が既に周りを駐車場として利用しており、全く問題はないと思います。

10番は、譲受人が隣地で事業を行っており、規模拡大するもので問題はないと思います。

11番は、譲受人が自宅の裏で、有限会社を経営しており、その資材置場として利用するもので問題はありません。

12番から14番は、長らく休耕となっており、周りに影響は無く問題はありません。

議 長

15番から17番、河野委員。

河野委員

15番の河野です。15番から17番は11月15日に事務局2名と現地調査を行いました。まず、15番、16番について説明をいたします。これは、譲受人が送電線鉄塔立替工事に伴う索道、モノレール運搬用の基地局として使用するものであり、別に問題はないと思います。

17番も、同じように索道基地であり、問題ないと思います。いずれも事務局の説明がありましたように、一時転用です。

議 長

18番から21番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。18番は11月21日に、19番から21番は11月18日に、事務局と現地調査をしました。18番は既に資材置場に転用されておりますが、先ほど説明がありましたように、追認許可が可能であると思います。また、周囲への影響もないと思います。

19番は、資材置場へ転用する案件ですが、隣も同じ譲受人の法人の資材置場があることから、影響も無く、問題はないと思います。

20番は社会福祉施設の作業場の隣にある申請地を取得し、資材置場として利用するもので、問題はないと思います。

21番は隣接地の農地を耕作するため、申請地に車1台を停める駐車スペースにするもので、問題はないと思います。

議 長

22番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。22番の案件ですが、11月18日、事務局職員2名と現地確認しました。周りも資材置場になっており、農地等への被害はなく問題ないと思います。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、8番、9番を除く14件を許可することに決定いたします。

また、8番、9番は、都市計画法に規定する開発行為の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続いて、議案第3号議案番号1番から6番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長

それでは、議案番号1番から6番について事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の1番から6番について説明いたします。議案の5ページをご覧ください。

1番から6番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を河川改修工事のための仮設道路、肥土置場として利用するものです。転用期間は許可日から令和5年9月30日までとなっています。先月の総会で、同法人から提出された仮設道路、現場事務所、肥土置場と併せて一連の仮設道路の許可申請となります。

本案件は、農用地区域内の農地であり、その許可方針は原則として許可しないとなっていますが、審査基準により、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」に該当し、各不許可の例外に該当するものと思われます。

本案件は、農振農用地であるため、本総会で承認されますと、12月16日金曜日に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号議案番号1番から6番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いいたします。
1番から6番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。1番から6番は、令和4年11月17日木曜日に事務局職員と現地調査を行いました。この申請は、建設会社による三篠川災害復旧工事用の車両進入路として使用する一時転用です。

1番は、休耕中で全筆を、2番は耕作されており、932㎡のうちの223㎡を仮設道路、残りは耕作予定です。3番は、耕作中での全筆を仮設道路その他肥土置場として使用します。4番は2筆あり、〇〇は休耕中で、1,007㎡のうちの22㎡を仮設道路として使用します。△△は、休耕中で全筆を仮設道路に使用します。5番、6番は、休耕中で全筆となっております。各申請書類には農地復元計画書も添付されており、原状復帰をするもので、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番から6番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案第3号の議案番号1番から6番について許可することに決定

しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第４号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について１件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第４号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和４年１１月１１日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、３点あります。第１点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第２点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第３点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の９ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については１０ページから１５ページをご覧ください。

申請者は、現在、ハウスでコマツナ、ミズナ、ダイコン菜、コカブ、露地でキュウリやホウレンソウなどの栽培を行っており、中でも、コマツナ、ホウレンソウ等の葉物野菜を主体とし、スーパーへの契約出荷を行っています。

現在確立している栽培品目を継続し、キュウリを面積拡大することにより経営所得の安定を図り、また、作業の効率性を見直し、改善を行うことで、定期的に休日が取れるようにします。

引き続き契約出荷により、単価の安定を図り、経費の削減に努めることにより、年間労働時間２，０００時間、年間総所得５００万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議 長

議案第４号について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。１番、前坊推進委員。

前坊推進委員

安佐北区可部地区を担当しております農地利用最適化推進委員の前坊です。今日はよろしくお願いします。

１１月２１日沼田農業委員とともに申請者の出荷作業場に伺いました。申請者の現在の状況について簡単に説明しますと、就農から約１２年になります。施設と露地野菜ということで、ハウス２９ａで葉物の周年栽培、露地は４２ａ

で夏場のキュウリと冬場のハウレンソウを栽培されています。出荷先ですが、スーパーへ出荷されており、契約出荷の形を取られています。

地元としても引き続き申請者を今後も応援していきたいと思っております。本件の農業経営改善計画の更新については、問題ありません。

議 長

沼田委員、この他何かご意見はありませんか。

沼田委員

一緒に申請者にお会いさせていただいて、大変意欲を持って取り組んでおられるということはよく理解できました。問題も多少はあるみたいですが、頑張っているものだと思いますので、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、76件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、16ページから18ページの21件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、19ページから25ページの39件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、26ページの6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、27ペ

ージの 8 件は、広島市農業委員会事務局規程第 7 条第 5 項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第 5 号、農地転用届出撤回、28 ページの 1 件、及び報告第 6 号、農地転用（農業用施設）届出、29 ページの 1 件は、広島市農業委員会事務局規程第 8 条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第 1 号から第 6 号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第 1 号から第 6 号について、何か質問等がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程 5 の農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

それでは、別冊の配付資料 1 をお開きください。農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてです。こちら資料 1 の 1 ページから 6 ページまでが、新たな指針の最終案です。

3 年毎の農業委員・推進委員の改選期に合わせ、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行うこととしております。この指針は、10 月 5 日に開催した総会及び 11 月 8 日から 15 日の間に開催した地区協議会において協議いただき、いただいた意見をもとにいくつか修正を加えております。修正した部分については、下線を引いております。

農業委員会等に関する法律に基づき、指針の項目は、3 点となっております。1 つ目は「遊休農地の解消」、2 つ目は「担い手への農地利用集積」、3 つ目は「新規参入の促進」です。

まとめますと、遊休農地の解消については、「毎年 0.8%以下を 0.5%以下」に、担い手の農地利用集積については、「毎年 12ha を 58ha に」新規参入の促進は、「毎年 17 経営体を 28 経営体に」とする案については、10 月総会上程時と変わりありません。

では、修正・変更した部分についてご説明させていただきます。

配付資料の 3 ページ目、2 担い手への農地利用集積について、の中ほど参考の部分、担い手の数について数字を修正しております。それに伴い、合計値も修正しております。

続きまして、4 ページ目、具体的な取り組み方法の A の部分、「毎年、“ひろしま活

力農業経営者”育成事業の新規就農者に必要な農地を」の後に、「一人当たり」という文言を付け加えております。

続きまして、5 ページ目、新規参入の促進の部分については、中ほどの内訳、3 年間の目標の内訳、真ん中にスローライフで夢づくり新規就農者「等」というところに下線を引いております。これは、後ほどご説明する予定ですが、広島市農業振興センターで実施する研修が今年の募集から見直されることによるものです。

議 長

それではその他、何かご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

総会の配付資料7ページの資料2をご覧ください。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてです。こちらは、今年の5月の総会で承認されました目標の設定等の一部を修正し、承認を得るものです。

では、修正点をご説明いたします。修正点には下線を引いてあります。

まず、7ページの「2 農家・農地等の概要」の一番右にある経営体数についてですが、認定新規就農者を20経営体から17経営体に修正しております。これは、認定農業者へ移行された方及び認定切れの方がいたためです。

続きまして、一枚めくって8ページ、Ⅱ最適化活動の目標をご覧ください。(1) 農地の集積①現状及び課題の「これまでの集積面積」の数値を231.5haから226.4haへ修正しております。これは、担い手の定義に基づき再集計したことによるものです。それに伴い、右隣の「集積率」が9.1%から8.9%へ変更になります。また、それに伴って②目標の「今年度末の集積面積(累計)」も280haから284.4haに変更になり、それに伴い、右隣の集積率が11%から11.2%へ変更になります。

続きまして、同じく8ページの(2)遊休農地の解消の②目標b黄区分の遊休農地の解消の部分です。こちら、0haのため工程表の策定方針について5月時点では

白紙で報告をしておりましたが、県が示した記載例に基づき、下線のとおり「黄区分の遊休農地が発生していないため、工程表の策定は行わない」という文言を入れております。

こちらの目標の設定等の修正について承認が得られましたら、ホームページ上で再度公開するとともに、県をとおして、国に提出することとしております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

吉田委員

8 ページの最後の説明のところですが。8 ページ、農地の集積、現状が「管内の農地面積(A)」2, 540haとあります。これは、昨年度の締めというか、いつ締めたというのが、山林としてカウントされた面積が反映されているのかどうかなのですが。毎年度この数字は変わってくるのですよね。

事務局（森下技師）

管内の農地面積のところですか。

吉田委員

はい。

事務局（森下技師）

そこは、国が出している「耕地及び作付面積統計」というもので、非農地判断した面積については、別の調査で「農地から落としています」という報告をしているので、反映はされているかと思います。この件については、確認してお伝えさせていただきます。

吉田委員

そうですね。ぜひ反映していただきたいと思います。

事務局（森下技師）

別の調査が重なっているんで、これが直接反映されているかというのは調べさせていただきます。

吉田委員

はい。

議 長

その他ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和4年度最適化活動の目標の設定等については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、市長と農業者との懇談会について、事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

配付資料の10ページをお開きください。令和4年度市長と農業者との懇談会の開催案についてご説明いたします。1番、目的及び内容についてです。市長と農業者が、本市の農業・農村の実情とこれからの農業のあり方について、情報交換や意見交換の場とすることを目的に開催するとしております。当懇談会は平成12年度から継続して行っておりますが、ここ2年は新型コロナウイルスの影響により中止となっております。2番の主催は広島市農業振興協議会と広島市農業委員会です。3番の開催日時は、来年令和5年2月7日火曜日の午後を予定しております。例年でしたら、懇談会の後に、懇親会を行っていましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、中止予定としております。4番の開催場所については、広島市農業協同組合本店4階会議室を予定しております。テーマや発表者については現在調整中です。出席予定の農業委員・推進委員については、11月の地区協議会で協議していただいたとおり次のページ以降に記載していますのでご確認ください。また、最終調整等は1月の地区協議会の際に行いたいと思います。

議 長

その他ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、市長と農業者との懇談会については、案のとおり実施することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について、事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催案について、ご説明いたします。資料の13ページ、資料4をご覧ください。

1のとおり、目的は農業を取り巻く現状や今後の営農のあり方等に関する意見交換を通じ、認定農業者等の今後の経営改善に向けた取組の糸口とする、としております。

2の主催は、広島市農業委員会です。

次に、3の開催日時ですが、例年どおり、認定農業者協議会が主催する研修会と一体的に実施するよう考えており、研修会を含めた日時は、令和5年2月22日水曜日、14時45分から17時を予定しています。その前の、14時から14時30分までは、認定農業者協議会総会等となっており、それに引き続いて開催するものです。14時45分から15時45分の研修会は、県立広島大学教授 ○○ 氏を講師としてお呼びする予定です。ここ2年予定していた講師の方です。それに引き続き、研修会に関連した内容で意見交換を行う予定としております。

講師は、2019年度から、県立広島大学と広島県農林水産局が連携して開講している「ひろしまファーマーズテーブル」のコーディネーター講師を務められており、農業者等を対象に、消費者を意識した収益性の高い農と食のビジネス等について、興味深い講座を開講されています。なお、お示ししているテーマは昨年度のもので、今年のテーマについては現在検討中です。

4の開催場所は、東区役所5階講堂又は東区地域福祉センター3階大会議室で調整中です。

5の出席者は、資料のとおりです。農業委員会からの参加者については、次のページ以降に11月地区協議会で協議いただいた委員のリストを作成しておりますので、ご確認ください。また、こちらの最終確認、調整等につきましては1月の地区協議会の際に行いたいと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

それでは、その他ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会については、案のとおり実施することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。説明をお願いします。

事務局（森下技師）

最初に広島市農業振興センター農業研修生募集についてご案内をさせていただきます。別紙の配付資料をご覧くださいと思います。

こちらセンターより資料提供があったので情報提供するものです。本当はカラー刷りのものなのですが、到着していないので白黒でコピーしたものをお配りしております。募集案内を開いて左側のページに詳細が記載してありますので、ご覧くださいと思います。今回募集する研修は、昨年まで実施していたスローライフで夢づくり新規就農者育成研修、ふるさと帰農者研修、チャレンジ女性研修の3つの研修を見直し、再編したものです。募集期間は12月1日から1月31日までで、人数に達しない場合は、2月28日までの追加募集を行う予定です。

これまでの研修と大きく変わった主なことは、これまでの研修が統合して2種類の「生産販売農家育成コース」「栽培技術基礎コース」になったこと。2つのコースには、農地を持っている方・持っていない方のどちらも応募ができること。農地のあつせんを希望する方に対し、これまでの10a以上としていた面積要件を設けていないこと。また、以前スローライフでは、面接審査を行っていたのですが、どちらの研修も書類審査により選考予定であることが挙げられます。

右側に書いてある「栽培技術基礎コース」が基本的な農業研修になっており、左側の「生産販売農家育成コース」は栽培技術基礎コースの発展版として捉えていただければと思います。

では、基礎的な右側のコースから説明いたします。栽培技術基礎コースが月曜日、水曜日開催のコースと水曜日、金曜日開催のコースがあり、研修内容は、直売向け多品目野菜の栽培、出荷・販売技術の習得となっております。研修は令和5年4月から1年間で、月曜日・水曜日又は、水曜日・金曜日の週2回、9時から12時、午前中の研修となっております。

左側の生産販売農家育成コースは、研修内容は右側とほぼ一緒なのですが、追加で経営に関する知識の習得というところがあります。また、研修日は月曜日と金曜日の週2回ですけど、時間は9時から15時となっております。

2つの研修の違いは、研修時間の長さ、また、生産販売農家育成コースは、経営の知識についても研修内容に含まれており、主には先輩農家視察の実施や、ほ場内で自主的に栽培計画を立て作物栽培を行う研修等も予定されているとのことです。

委員の皆様は農業研修に興味がありそうな方がいらっしゃいましたら、振興センターへご案内をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

生産緑地地区の都市計画決定について、説明します。配付資料の１６ページ、資料５をご覧ください。これは、昨年の総会でもご説明しました「生産緑地地区の指定に係る事務の流れ」です。農家からの申請を受け、案の作成、縦覧等の手続きを経て、１０月２６日に都市計画審議会で承認され、今月１日付けで生産緑地地区の都市計画決定の告示がされたところです。指定された一覧は次ページのとおりで、今年度指定された地区は９地区、面積は約１．７ｈａとなっています。参考に、昨年度の指定は１５地区、面積は約２．２ｈａでした。なお、この一覧表は今後事務を推進していくうえで必要であることから、委員の皆様にお配りするものですが、個人に関する情報が含まれていますので、取扱いには十分注意していただくようお願いします。推進委員には、１月の地区協議会で配付することとしています。

事務局（平木主幹）

続きまして、広島市農業委員会研修会の開催について説明します。１８ページ、資料６をご覧ください。令和５年１月５日木曜日総会終了後１５時３０分から東区役所５階講堂で農業委員、推進委員合同での研修会を開催します。また、地区協議会などで研修会終了後広島ガーデンパレスにて懇親会を行うという案内をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が広島市で増えておりまして、これから年末年始に向け、また人が動くということで、感染者が増えるということが予想されますので、懇親会については中止にすることとしました。よろしくお願いいたします。

事務局（山崎主事）

続きまして、令和４年度第５回地区協議会について説明します。１９ページ、資料７をご覧ください。下の表のとおり、１月１０日火曜日から１月２４日火曜日までの間で各地区予定しております。開催日時・場所等各地区のご確認いただければと思います。

続きまして、２０ページ、令和４年１２月の現地調査日程について説明いたします。１６日金曜日の午前は旧市、午後は安芸区、１９日月曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、２０日火曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

佐藤委員

今事務局から説明があった中で、１月５日の懇親会中止、市長との懇親会も中止ということですが、認定農業者との懇親会が「中止もありうる」という書き方になっていますが、キャンセルはいつまでだったら相手に対して可能なのですか。

事務局（森下技師）

振興センターに要確認なのですが、おそらく1か月前になると思います。

今回農業委員会の方の懇親会も中止ということで、あまり見込みがないかもしれません。

佐藤委員

キャンセル料が発生するまでに決めてもらえれば問題ありません。

事務局（森下技師）

改めて調整させていただければと思います。

佐藤委員

もう1点、令和5年の農業研修生の分、活力の募集はないということですか。

事務局（森下技師）

あります。活力の募集については、11月の地区協議会の時にお示しております。活力の募集のチラシも置いてありますので。

佐藤委員

じゃあこれは活力以外の募集のチラシということですね。

事務局（森下技師）

そのとおりです。今回研修名が変わっており、農業研修生募集案内となっているので、ややこしくはなっていますが、活力は別途募集中です。スロー、ふるさと、チャレンジについてはこちらの研修に変わったというものです。

議 長

よろしいですか。ないようですので、己斐職代より報告事項がございますのでよろしくお願いいたします。

己斐会長職務代理者

今月12月1日、2日と東京の方へ行かせていただきました。その報告のため、5分程度お時間をいただきたいと思います。着座にて報告させていただきます。

12月1日木曜日13時から15時まで、東京中央区の銀座ブロッサム中央会館におきまして、全国農業委員会会長代表者集会が開催され、代理として出席をさせていただきました。主催は一般社団法人全国農業会議所、参加者は農業委員会会長及び都道府県農業会議役員約900名、会場に入りきれない方が約120名ばかりいましたが、これはリモートで参加されていました。後日Y o u T u b e等によって、配信されることになっています。

この会は、農業経営基盤強化促進法と農山漁村活性化法の改正により、地域の目標地図である地域計画、人農地プランの策定に向け、農地の最適化の取り組みを積極的にすることになり、農業委員会は、地域の代表として農地制度の適正な執行を行い、認定農業者等の意欲ある担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進等、農地の最適化の実現に向けた取り組みを全力で進めていく必要があります、そのため、全国の農業委員会の会長が一堂に会して、地域の農地を生かし、持続可能な農業、農村を創る全国運動を踏まえ、農業委員会の組織として、農地利用最適化への取り組みを宣言するとともに、今後の取り組みを加速させることを目的に毎年開催されております。

13時から、令和5年度の農業関係の予算の確保等に関する要請集会が開催されまして、コロナ禍のために質疑応答はなく採決されております。

1号議案として、食料安全保障確立のための予算の確保、食料・農業・農村基本法の大胆な見直しをお願いしたい。2号議案として、農業委員会と、農業委員会ネットワークの構築の予算の確保をお願いしたい。3号議案として、農政、農業経営基盤強化促進法等の円滑な施行と国家戦略特区全国的展開への慎重な対応をお願いしたい。4号議案として、就農から経営発展、経営継承までのサポート体制の強化と水田活用直接支払交付金の生産現場の実情に応じた運用。第5号議案として、条件不利地域での安定対策。以上が採択されました。

続きまして、活動事例として、「意向把握の結果を地図に反映し人・農地プランを作成」ということで愛知県名古屋市農業委員会の方が発表されておりました。「区域部会を通じて活動内容を総会で共有」ということで秋田県秋田市農業委員会。「農業委員19人中6人が女性」ということで、徳島県小松島市農業委員会が発表をされ、14時50分閉会となりました。その後、16時から17時まで約1時間ですが、A班とB班に分かれ、永田町の議員会館に行きまして、広島県選出国會議員18名のところへ要請活動を行いました。

17時30分、ホテルにチェックインし、18時30分から20時30分、約2時間築地市場にて要請活動報告会を行い、翌日9時20分より再度永田町に赴き、要請活動のため、県選出国會議員のところへ要請文書を持ってお伺いしました。ところが、丁度国会が行われており、ほとんど先生はおられず、一応要請文書を秘書の方にお渡しして帰ったということでございます。12時に終了し、昼食を済ませて、15時東京発、16時40分広島空港に帰り、空港にて解散をいたしました。詳細につきましては、また機会がありましたら、ご報告させていただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

事務局（山崎主事）

1点追加で報告させてください。

最後にご説明した現地調査日程についてですが、12月19日月曜日がブロック研

修会の開催予定になっていまして、出席される委員で重複している場合があるようなので、別途調整して、電話等で連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

事務局（森下技師）

もう1点追加で報告いたします。ブロック研修会について、地区協議会では郵送でご案内させていただいていたかと思いますが、もし、まだ、参加されたいという方がいらっしゃいましたら、今日の帰りに森下までお伝えいただければと思います。12月19日に広島国際会議場、もしくは12月20日三次で開催予定です。よろしくお願いいたします。

質問が1点あったので、今回回答いたします。12月19日に開催のブロック研修会の会場が国際会議場ですが、こちら駐車場がそこまで台数がないので、車で来られる方は、近隣の有料駐車場に停めて欲しいと言われております。よろしくお願いします。今農業委員8名、推進委員17名の参加予定となっております。

議 長

これで令和4年第13回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

次回の総会は、令和5年1月5日木曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

また、総会終了後は研修会が同じく、東区役所5階講堂でありますので、よろしくお願いします。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

皆さん、色々と審議いただきありがとうございました。今年もこれで最後ということで、1年が早いなとびっくりしていますが、新しい年がまた皆さんにとって素晴らしい年になることを願っておりますので、どうかまたよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

以上のとおり、会議のてんまつを記録し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 事 録 署 名 者

議 長
(会 長)

委 員
(吉田 米治)

委 員
(奥田 一成)
